

山梨県県土整備部優良委託業務表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県県土整備部（営繕課除く）が発注する建設コンサルタント業務（以下「業務」という。）を、優秀な成績で完了した受注者及び技術者を表彰することにより、事業者の技術力の向上、成果品の品質確保及び技術者の育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「業務」とは、山梨県県土整備部（営繕課除く）が発注する建設コンサルタント業務をいう。

(表彰)

第3条 表彰は、県土整備部長（以下「部長」という。）が行うものとし、被表彰者に表彰状を授与して行う。

(表彰対象業務)

第4条 表彰の対象となる業務は、最終契約額が500万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以上の業務のうち、表彰日の属する年度の前年度において、山梨県委託業務成績評定要領に基づく成績表定点（以下「業務成績評定点」という。）が85点以上のうち特に優れている業務とする。

(表彰区分及び被表彰候補者の選考基準)

第5条 表彰の選考は、次の各号に掲げる区分ごとに行うこととし、それぞれに定める基準を満たす者を被表彰候補者の選考対象（以下「選考対象」という。）とする。

(1) 優良建設コンサルタント

前条に規定する表彰対象業務を履行した者のうち、次の全てに該当する者を選考対象とする。

ア 山梨県内に本店又は支店若しくは営業所を有するもの

イ 表彰日の属する年度の前々年度以降における県発注業務の業務成績評定点について、70点未満の業務がないこと。並びに、山梨県建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式による一般競争入札試行要領に基づく総合評価落札方式を適用した業務において、受注者が提出した技術資料に不履行がないこと（ただし、発注者からの指示によるもの及びやむを得ない理由による技術者の変更は除く）

ウ 前年度の表彰日から本年度の表彰日までの期間において、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に規定する指名停止措置がされていないこと

エ 被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適當でないこと

(2) 優秀技術者

前号に規定する業務に配置された管理技術者（原則として業務の全期間にわたって配置されていたもの）を選考対象とする。

(被表彰候補者の選考)

第6条 被表彰候補者の選考を行うため、山梨県県土整備部優良委託業務表彰審査会（以下「審査

会」という。)を置く。審査会の組織及び運営等について必要な事項は別に定める。

(被表彰者の決定)

第7条 部長は、前条による審査会の審議結果を参考にして、被表彰者を決定する。

(被表彰者への通知及び公表)

第8条 部長は、前条により決定した被表彰者に対し、別紙1により通知する。

2 部長は、被表彰者を別紙2により山梨県ホームページにて公表を行うとともに、別紙3により関係課長及び関係機関の長へ通知する。

(表彰の取り消し)

第9条 部長は、表彰者に次のいずれかの事実が判明した場合、審査会の審議を経て、表彰を取り消すことができる。

(1) 表彰の対象となった業務成績評定点が第4条に定める基準点数未満である場合

(2) 被表彰者が第5条第1号又は第2号に定める基準を満たさない場合

(3) 表彰後、表彰を受けた業務の成果物に関して被表彰者が契約不履行の損害賠償請求を受けた場合又は損害賠償請求事由が発生した場合等、表彰にふさわしくないことが明らかとなった場合

2 部長は、前号の規定により表彰を取り消した場合は、被表彰者に対して通知するとともに、別紙4により関係課長及び関係機関の長へ通知する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から適用する。

この要領は、令和8年4月1日から適用する。